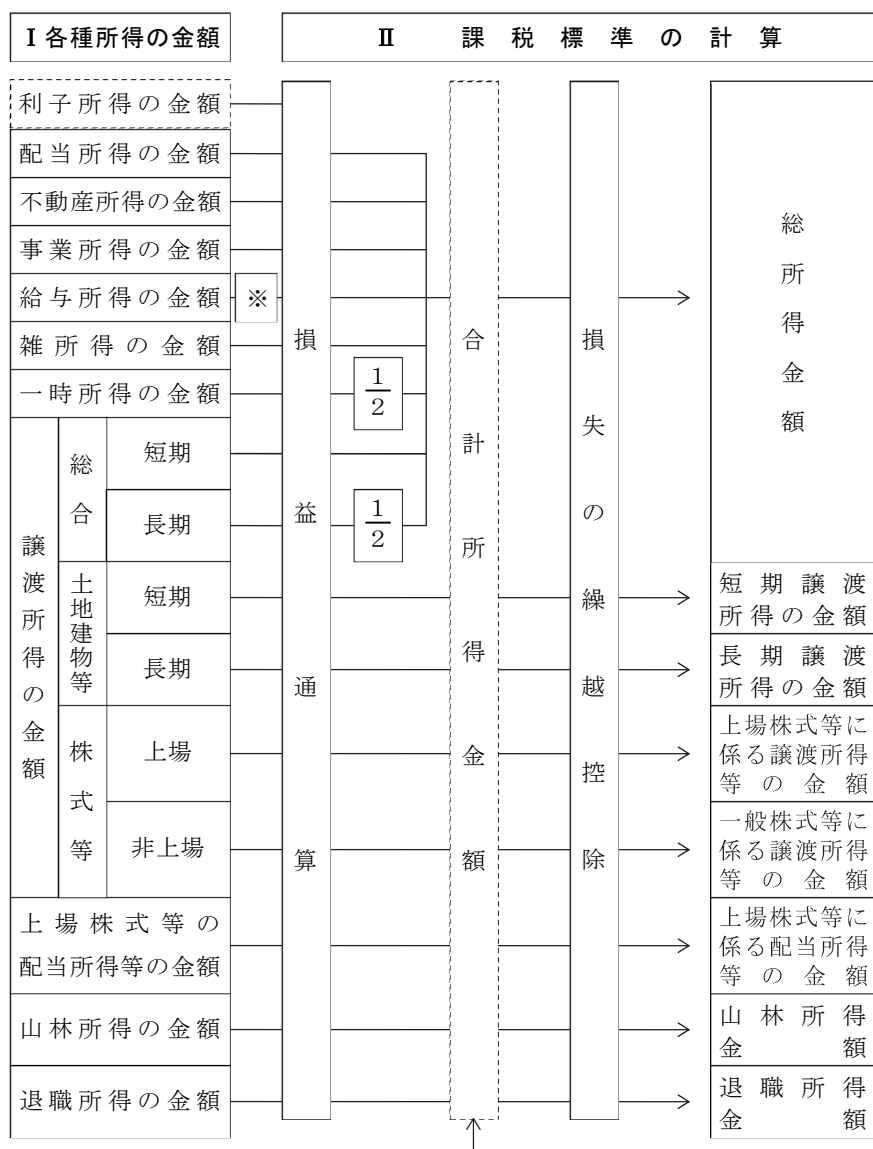


Theme 1 課税標準の計算 ★★★

10種類の各種所得は、①総合課税されるものと②分離課税されるものに分けられる。

なお、この他に、源泉徴収税額だけで所得税の課税関係が完結される源泉分離課税や申告不要がある。



損失の繰越控除前の課税標準の合計額
(純粋な本年の課税標準の合計額)

※ 所得金額調整控除の適用がある場合には、この段階（損益通算を行う前）で控除する。

1 総合課税

所得税は総合課税を原則としている。総合課税とは、所得を合計（総合）して税額を計算する方法をいい、不動産所得、事業所得、給与所得（所得金額調整控除適用後）、雑所得など、ほとんどの所得は総合課税の所得である。

その際、総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は2分の1して総合する。

2 分離課税

分離課税とは、他の所得とは総合しないで、それぞれで税額を計算する方法をいう。

退職所得のように他の所得と総合すべきではない所得や、土地建物や株式等の譲渡所得などが分離課税の所得である。

【総合課税と分離課税】

	課税標準の名称	計 算 式
総合課税	総所得金額	$\begin{aligned} & (\text{利子所得} +) \text{ 配当所得} + \text{ 不動産所得} + \text{ 事業所得} \\ & + \text{ 給与所得}^* + \text{ 雑所得} + \text{ 総合短期譲渡所得} \\ & + (\text{総合長期譲渡所得} + \text{ 一時所得}) \times \frac{1}{2} \end{aligned}$
分離課税	短期譲渡所得の金額	分離短期譲渡所得
	長期譲渡所得の金額	分離長期譲渡所得
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	非上場株式等の譲渡所得
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等の譲渡所得
	上場株式等に係る配当所得等の金額	上場株式等の配当所得等
	山林所得金額	山林所得
	退職所得金額	退職所得

※ 所得金額調整控除後の金額

◆第2章 課税標準◆

【各種所得の金額の計算と課税標準の計算】

各種所得の金額の計算と課税標準の計算を混同しないように注意する。

特に、次の取扱いが重要である。

(1) 各種所得の金額の計算

- ① 退職所得は、所得計算上で**2分の1**する。
- ② 山林所得・総合譲渡所得・一時所得は、所得計算上で**50万円特別控除**する。

(2) 課税標準の計算

- ① 所得金額調整控除がある場合には、給与所得の金額から控除する。
- ② 総合長期譲渡所得と一時所得は、**2分の1して総合**（総所得金額を計算）する。
- ③ 退職所得と山林所得や土地建物等・株式等の譲渡所得などは、**別課税標準**（分離課税）とする。

【例 示】

本年中の所得の状況等は次のとおりである。

※ 青色申告者で、取引内容を詳細に記録している。

1	家賃収入（事業的規模）	12,000,000円（必要経費	6,000,000円）
2	給料収入	4,000,000円（給与所得控除額	1,240,000円）
3	退職金収入（勤続20年）	11,000,000円（退職所得控除額	8,000,000円）
4	10年前取得の絵画の譲渡収入	3,500,000円（取得費等	2,000,000円）
5	20年前取得の土地の譲渡収入	8,000,000円（取得費等	3,000,000円）
6	クイズの賞金収入	900,000円（支出した金額	0円）

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
不 動 産 所 得	5,350,000	(1) 総収入金額 12,000,000 (2) 必要経費 6,000,000 (3) 青色申告特別控除額 $(1) - (2) \geq 650,000 \quad \therefore 650,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 5,350,000$
給 与 所 得	2,760,000	(1) 収入金額 4,000,000 (2) 給与所得控除額 1,240,000 (3) $(1) - (2) = 2,760,000$
退 職 所 得	1,500,000	(1) 収入金額 11,000,000 (2) 退職所得控除額 8,000,000 (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 1,500,000$
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)	1,000,000	絵 画 (1) 譲渡損益 $3,500,000 - 2,000,000 = 1,500,000$ (2) 特別控除 $1,500,000 - 500,000 = 1,000,000$
(分 離 長 期)	5,000,000	土 地 $8,000,000 - 3,000,000 = 5,000,000$
一 時 所 得	400,000	(1) 総収入金額 900,000 (2) 支出した金額 0 (3) 特別控除 $900,000 - 0 - 500,000 = 400,000$

II 課税標準

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
総 所 得 金 額	8,810,000	$\begin{aligned} & \text{不動産 給 与 総合長期 一 時} \\ & 5,350,000 + 2,760,000 + (1,000,000 + 400,000) \times \frac{1}{2} \\ & = 8,810,000 \end{aligned}$
長期譲渡所得 の 金 額	5,000,000	
退職所得金額	1,500,000	
合 計	15,310,000	

◆第2章 課税標準◆

【設 例】

本年分の各種所得の金額は、次のとおりである。

本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資 料〕

(1) 不動産所得の金額	3,000,000円
(2) 事業所得の金額	9,230,000円
(3) 給与所得の金額	3,600,000円
(4) 譲渡所得の金額	
(総合短期)	800,000円
(総合長期)	700,000円
(分離長期)	8,000,000円
(5) 一時所得の金額	400,000円

【解 答】

(1) 総所得金額

$$\begin{aligned} & 3,000,000円 + 9,230,000円 + 3,600,000円 + 800,000円 \\ & + (700,000円 + 400,000円) \times \frac{1}{2} = 17,180,000円 \end{aligned}$$

(2) 長期譲渡所得の金額

8,000,000円

(3) 合計 25,180,000円

<メ モ>

Theme 2 損益通算 ★★★

1 内 容

10種類の各種所得は赤字（損失）になることもある。

所得税では、赤字になった所得のうち**不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得**の4つの所得に限って、その損失を他の所得の金額から控除する。これを**損益通算**という。

損失の生じない所得		利子所得・退職所得
損 失 が 生 ず る あ る こ と の 所 得	損益通算の対象となる所得	不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得
	損益通算の対象とならない所得	配当所得・給与所得・一時所得・雑所得

※ 給与所得はおおむね赤字になることはないが、特定支出控除が多額である場合には、損失になる可能性がある。

2 不動産所得や譲渡所得の損失で損益通算できないもの

(1) 分離短期・分離長期・株式等の譲渡損失

一定の居住用財産の譲渡損失には損益通算の特例がある。(Theme 4 参照)

(2) 生活に通常必要でない資産の譲渡損失など

生活に通常必要でない資産（別荘、クルーザー、ゴルフ会員権、金地金、1個または一組の時価が30万円を超える宝石など）の譲渡損失は**損益通算の対象とならない**。なお、譲渡所得内部で行う内部通算はできる。

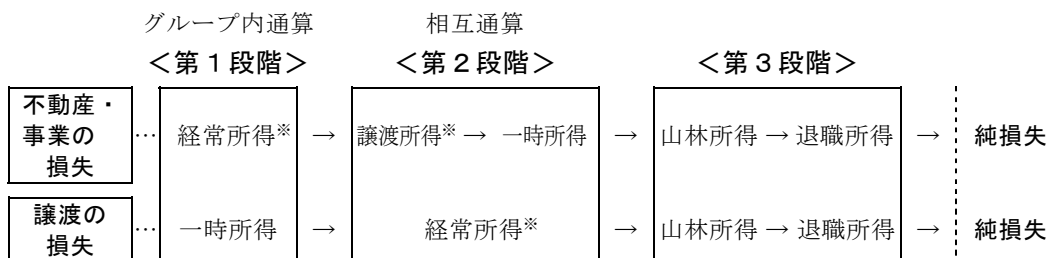
【生活に通常必要でない資産の課税関係】

譲渡益	譲渡損	
	内部通算	損益通算
課税	可能	不可

(3) 土地負債利子相当額

不動産所得の損失のうち、必要経費に算入した土地負債利子相当額は損益通算の対象とならない。(第1章Theme 3-5 参照)

3 損益通算の順序



＜第4段階＞ 山林の損失は省略

※ 経常所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得をいう。

※ 譲渡所得は、まず総合短期譲渡所得から控除し、控除しきれない場合には総合長期譲渡所得から控除する。

※ 損益通算の適用がある場合には、総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、損益通算をしてから2分の1することに留意する。

【参 考】

2021年以後、国外中古建物（簡便法による耐用年数を使用して減価償却しているものなど）の貸付けにより不動産所得の金額の計算上損失が生じている場合には、その損失の原因となっている減価償却費相当額は生じなかったものとみなす。

◆第2章 課税標準◆

【設例①】

Aさんの本年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、Aさんの本年分の所得税の計算上、総所得金額を計算しなさい。

所得の種類	所得の金額	備 考
事業所得	320万円	
不動産所得	▲450万円	土地負債利子50万円が含まれている。
譲渡所得	50万円	骨董品（11年間所有）の譲渡によるもの
	▲200万円	絵画（4年間所有）の譲渡によるもの
一時所得	240万円	生命保険契約の解約によるもの
雑所得	▲140万円	

・骨董品、絵画は生活に通常必要でない資産に該当する。

【解 答】

(1) 経常所得グループ内での通算

事業所得 不動産所得 土地負債利子
 $320\text{万円} - (450\text{万円} - 50\text{万円}^{\ast}) = \blacktriangle 80\text{万円}$

※ 不動産所得の損失の金額のうち土地負債利子および雑所得の損失は損益通算の対象外である。

(2) 譲渡・一時所得グループ内での通算

イ 譲渡所得

$50\text{万円} - 200\text{万円} = \blacktriangle 150\text{万円} \rightarrow 0\text{万円}^{\ast}$

※ 生活に通常必要でない資産の譲渡損は損益通算の対象外である。

ロ 一時所得

240万円

ハ $\text{イ} + \text{ロ} = 240\text{万円}$

(3) 経常所得グループの損失と譲渡・一時所得グループとの通算

$(1) + (2) = 160\text{万円}$

(4) 総所得金額

$160\text{万円} \times \frac{1}{2} = 80\text{万円}$

※ 一時所得の金額は損益通算後に2分の1を乗じる。

【設例②】

本年分の各種所得の金額は、次のとおりである。

本年分の課税標準を計算しなさい。

〔資 料〕

各 種 所 得	金 額	備 考
事 業 所 得	▲150万円	
不 動 産 所 得	700万円	
譲 渡 所 得	▲120万円	営業用車両の譲渡損失
一 時 所 得	70万円	
雑 所 得	▲30万円	

【解 答】

損益通算

雑所得の損失の金額は、損益通算の対象とはならない。

① 経常所得グループ内通算

不動産所得 事業所得
700万円 － 150万円＝550万円

② 譲渡・一時所得グループ内通算

一時所得 譲渡所得
70万円 － 120万円＝▲50万円

③ 相互通算

550万円 － 50万円＝500万円

◆第2章 課税標準◆

【確認問題】

G社の役員である甲氏の本年中の所得等は、次のとおりである。

本年分の所得税の課税標準を計算しなさい。なお、所得金額調整控除の適用はないものとする。

- (1) G社からの役員報酬 23,900,000円
- (2) 同社に対する貸付金の利子 1,000,000円
- (3) D株式の配当金 300,000円（総合課税すべきもの）
- (4) アパート経営による損失 ▲2,500,000円

※ 必要経費には、建物取得に係る支払利息 700,000円が含まれている。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
180万円以下		収入金額×40%－10万円（最低55万円）
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

【解答欄】

	円
--	---

【解 答】

20,750,000 円

【解 説】

給与所得 雑所得 配当所得 不動産所得
 $21,950,000\text{円}^{\ast} + 1,000,000\text{円} + 300,000\text{円} - 2,500,000\text{円} = 20,750,000\text{円}$

※ $23,900,000\text{円} - 1,950,000\text{円} = 21,950,000\text{円}$

不動産所得の赤字のうち土地取得にかかる借入金の利子は、損益通算の対象にならないが、建物取得にかかる借入金の利子は損益通算の対象になる。

Theme 3 損失の繰越控除 ★★★

損失の繰越控除には、純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除などがあり、いずれも最高で3年間繰り越すことができる。

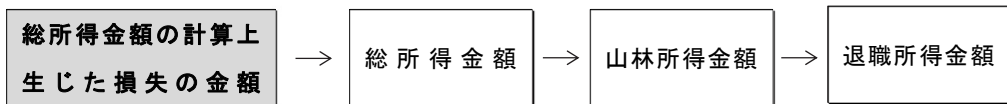
1 純損失の繰越控除 頻出！

損益通算の対象となる損失の金額のうち、損益通算しても控除しきれなかった損失の金額を、**純損失の金額**といい、確定申告を要件として最高で3年間繰り越して、課税標準の計算上控除することができる。

なお、純損失の繰越控除は、**純損失が発生した年**が青色申告か白色申告であるかなどにより繰り越される金額が異なる。

内 容	青色申告	白色申告
下 記 以 外	全 額	原則適用なし
一定の居住用財産の譲渡損失	一定要件を満たせば適用あり	

【総所得金額の計算上生じた損失の金額の控除順序】



※ 純損失の金額は、**租税特別措置法の課税標準**（短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額など）からは控除できない。

2 雑損失の繰越控除

雑損控除しても控除しきれなかった**雑損失の金額**は、確定申告を要件として最高で3年間繰り越して、課税標準の計算上控除することができる。

なお、雑損失の繰越控除は、**雑損失が発生した年**が青色申告か白色申告かに関係なく適用できる。

※ 雑損失の繰越控除は、まず総所得金額の計算上控除する。

3 繰越控除の順序

前3年以内の2以上の年に生じた純損失の金額がある場合には、**最も古い年に生じたもの**から順次控除する。

また、前3年以内の2以上の年に生じた雑損失の金額がある場合には、**最も古い年に生じたもの**から順次控除する。

なお、同一年に生じた純損失の金額と雑損失の金額がある場合には、**純損失の金額**を優先して控除する。

【繰越控除する年が2022年の場合】

種 類 \ 発生年	2019年	2020年	2021年
純 損 失 の 金 額	①	③	⑤
雑 損 失 の 金 額	②	④	⑥

4 合計所得金額

合計所得金額とは、**損失の繰越控除を適用しないで計算した課税標準の合計額**をいい、前年以前の損失を控除する前の、純粋な今年の課税標準の合計額である。

損失の繰越控除がなければ、**課税標準の合計額**が、合計所得金額になる。

【設例①】

本年分の所得および前年分の損失が以下のとおりである場合の合計所得金額および総所得金額（課税標準）を計算しなさい。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 事業所得の金額 | 10,000,000円 |
| (2) 一時所得の金額 | 4,000,000円 |
| (3) 繰越純損失の金額 | 3,000,000円 |

【解 答】**1. 合計所得金額**

$$10,000,000円 + 4,000,000円 \times \frac{1}{2} = 12,000,000円$$

2. 課税標準

$$12,000,000円 - 3,000,000円 = \underline{9,000,000円} \text{ (総所得金額)}$$

【設例②】

Aさんは、2022年に勤務先を退職し、事業を立ち上げることにした。

以下の資料に基づいて、2025年分の総所得金額を計算しなさい。

なお、Aさんは青色申告の承認を受けており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

＜事業計画に基づく事業所得等＞

年 分	事業所得	備 考
2022年	▲700万円	給与所得 500万円、所得控除額 200万円
2023年	▲400万円	所得控除額 200万円
2024年	400万円	所得控除額 200万円
2025年	2,000万円	所得控除額 200万円

【解 答】

- (1) 2022年分の純損失の金額

$$500万円 - 700万円 = \text{▲}200万円$$

※ 翌年以後3年間の繰越控除が認められるため2025年まで繰越控除ができる。

- (2) 2023年分の純損失の金額

$$\text{▲}400万円$$

※ 翌年以後3年間の繰越控除が認められるため2026年まで繰越控除ができる。

- (3) 2024年分の総所得金額（課税標準）

$$400万円 - 200万円（2022年分の純損失） = 200万円$$

$$200万円 - 400万円（2023年分の純損失） = \text{▲}200万円$$

※ 最も古い年分に生じた純損失の金額から控除する。

- (4) 2025年分の総所得金額（課税標準）

$$2,000万円 - 200万円（2023年分の純損失の残額） = 1,800万円$$

※ 所得控除は課税所得金額（繰越控除後）の段階で控除することに留意する。

また、本問は「総所得金額を計算」することが求められているため、2025年分の所得控除額を控除する前の金額を算定する。

【確認問題】

2022年以降の所得の予測が次のとおりであった場合、2024年分の所得税の課税所得金額を計算しなさい。

なお、各年分の青色申告書を適正に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

年 分	各 種 所 得 の 金 額	所得控除額
2022年分	事業所得 ▲500万円	100万円
	給与所得 100万円	
	上場株式等の譲渡所得 100万円	
2023年分	事業所得 100万円	100万円
	上場株式等の譲渡所得 100万円	
2024年分	事業所得 800万円	100万円

【解答欄】

円

【解 答】

4,000,000 円

【解 説】

① 2022年分の純損失の金額

事業所得▲500万円＋給与所得100万円＝▲400万円

※ 事業所得の損失は、上場株式等に係る譲渡所得とは損益通算できない。

※ 純損失の金額の計算上、所得控除額は考慮しない。

② 2023年分

純損失の繰越額▲400万円＋事業所得100万円＝▲300万円

※ 純損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得（租税特別措置法）からは控除できない。

③ 2024年分の課税所得金額

事業所得800万円－純損失の繰越控除額300万円－所得控除額100万円＝400万円